

茨城県報

号外第156号

昭和57年 8 月20日

金 曜 日

告 示

茨城県告示第1194号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次とおりの指定し、昭和57年8月20日から施行する。

なお、昭和55年7月10日茨城県告示第1104号で告示した公衆浴場入浴料金の統制額は、昭和57年8月20日限り廃止する。

昭和57年 8 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)	洗 髪 (大人に限る。)
金 額	2 0 0 円	9 0 円	4 0 円	4 0 円

2 茨城県公衆浴場法施行条例（昭和48年茨城県条例第36号）第2条第2項に規定する特殊公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所